

平成 24 年度小平市国民健康保険税の税率改定（案）の概要

1 目的

平成 22 年度の国民健康保険は、歳出では、保険給付費が予想を超える増加となり、歳入では、新たに導入した非自発的失業者の国保税の軽減制度などの影響により、国保税は減少した。また、これに加えて前期高齢者交付金の精算などにより、年度末には財源不足が生じ、一般会計繰入金の増額補正で対応するものとなった。このため、年間で 23 億円を超える繰入となり、平成 23 年度においても、ほぼ同額の一般会計繰入金を予算計上し、これに頼る厳しい財政運営が続いている。このような状況にあつて、一般会計からの繰入れにも限界があることから、平成 24 年度以降の国民健康保険財政の収支均衡を図るため、国民健康保険税の税率を改定するものである。

2 国保特別会計の収支推計

※国保税率、一般会計からの繰入金を平成 23 年度と同じとした場合

	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入	171 億 2,300 万円	175 億 5,900 万円
歳出	173 億 2,400 万円	179 億 8,900 万円
収支	△2 億 100 万円	△4 億 3,000 万円

保険給付費の推移（見込み）

21 年度(決算)	22 年度(決算)	23 年度(予算)	24 年度	25 年度
104 億 9,200 万円	111 億 2,400 万円	114 億 7,300 万円	118 億 1,700 万円	121 億 7,200 万円

※21・22 年度（決算）は、四捨五入の百万円単位で表示

3 国保税改定の考え方

(1) 平成 24 年度の収支の推計に基づき、見込まれる財源の不足額については、国民健康保険税の改定及び一般会計繰入金を増額により補填するものとする。

(2) 平成 24 年度の一般会計繰入金の額は、平成 23 年度から 1 億円増とする。

23 年度 23 億円 → 24 年度 24 億円

平成 24 年度の財源不足 2 億円のうち残りの 1 億円は保険税の改定により補填する。

(3) 医療保険分、後期高齢者支援金分及び介護保険分の改定率を同じにする。

(4) 将来、医療保険分の課税方式を、現行の 4 方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から 2 方式（所得割、均等割）に移行することも考慮した改定とする。

- ・資産割の引下げ…都内では 23 区 14 市で資産割がなく、被保険者からも資産割廃止の要望が多い。
- ・平等割の引下げ…平等割は人数の多い世帯の税負担軽減となっているが、国保の平均世帯人数は約 1.7 人で、その意義が小さくなっている。

※平成 23 年度では、23 区 10 市が 2 方式を採用している。

- (5) 医療保険分、後期高齢者支援金分及び介護保険分の課税限度額を現行の法定限度額に合わせて引き上げる。

4 改定案

(1) 医療保険分

- ① 所得割は、現行 4.30%を 4.63%に改める。
- ② 資産割は、現行 12.00%を 9.80%に改める。
- ③ 均等割は、現行 17,100 円を 18,000 円に改める。
- ④ 平等割は、現行 6,000 円を 5,600 円に改める。
- ⑤ 課税限度額は、現行 50 万円を 51 万円に改める。

(2) 後期高齢者支援金分

- ① 所得割は、現行 1.65%を 1.71%に改める。
- ② 均等割は、現行 9,600 円を 10,000 円に改める。
- ③ 課税限度額は、現行 13 万円を 14 万円に改める。

(3) 介護保険分

- ① 所得割は、現行 1.20%を 1.26%に改める。
- ② 課税限度額は、現行 10 万円を 12 万円に改める。

※ 以上により国保税全体の改定率は、4.4%となり、収入額は約 1 億 5,800 万円の増が見込まれる。